

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

一時保護に係る行政手続き 1

子どもの所持物の保管・返還

一時保護中に子ども本人に所持させることができるものと、子どもの福祉を損なうおそれのあるものの取扱いの別について確認するとともに、所持物の保管・返還・移管、子どもの遺留物の処分に係る対応について理解することを目的とします。

目次

1.一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限	2
2.子どもの所持物取扱いの原則	3
3.所持物の保管	4
4.所持物の返還	5
5.所持物の移管	6
6.子どもの遺留物の処分	7

一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限

- 一時保護が行われた児童が、盗品等の児童本人が所持することが児童の福祉を損なうおそれがある物を所持することが少なくなく、そのような物の保管・処分・返還に関する手続及び児童相談所長の権限を定めているのが児福法第33条の2の2です。

児童福祉法第33条の2の2【一時保護中の児童の所持物の保管】

- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉を損なうおそれがあるものを保管することができる。
- ② 児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができる。
- ③ 児童相談所長は、前二項の規定により保管する物について当該児童以外の者が返還請求権を有することが明らかな場合には、これをその権利者に返還しなければならない。
- ④ 児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、返還請求権を有する者は、六月以内に申し出るべき旨を公告しなければならない。
- ⑤ 前項の期間内に同項の申出がないときは、その物は、当該児童相談所を設置した都道府県に帰属する。
- ⑥ 児童相談所長は、一時保護を解除するときは、第三項の規定により返還する物を除き、その保管する物を当該児童に返還しなければならない。この場合において、当該児童に交付することが児童の福祉のため不適當であると認めるときは、これをその保護者に交付することができる。
- ⑦ 第一項の規定による保管、第二項の規定による売却及び第四項の規定による公告に要する費用は、その物の返還を受ける者がいるときは、その者の負担とする。

子どもの所持物取扱いの原則

- Point!**
- 一時保護した子どもの所持物は子どもの福祉を損なう等の支障のない限り子どもが所持できるよう配慮します。
 - 特に、可能な限り安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮します。

取扱いの原則

子どもの福祉を損なうおそれがある物

- 「子どもの所持物」として保管（児福法33条の2の2第1項）

上記以外の物

- 可能な限り子どもが所持できるよう配慮

子どもの福祉を損なうおそれがある物の取扱い

該当物品の例

盗品 / 刃物類 / 子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類 等

該当物品取扱いの留意点

- 児福法33条の2の2第1項に基づき、子どもの意思にかかわらず保管できる。
- ただし、可能な限り子どもの同意を得て保管する。
- 盗品等は証拠物として警察に押収される場合があり、これらの証拠物は警察が保管することになることに留意

一時保護中の子どもの所持物

衣類・雨具・玩具等

- 記名しておく等、子どもの退所時に紛失していないように配慮

心理的に大切な物

- 可能な限り子ども自身が所持できるよう配慮

その他留意事項

- 子どもが所持する必要のない物については、入所時に保護者に返還します。返還ができない場合は子どもの同意を得て、児童相談所長が保管します。
- 所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡します。
- 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与します。

所持物の保管

保管業務

- 総務部門が実施します。
- 身の回り品等は一時保護部門で保管する
- 腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を補完することができます（児福法33条の2の2第2項）

保管台帳への記録

- 子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておきます。

子どもの所持金

- 児福法33条の2の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有に属しますが、その所有に属しない現金として管理します（地方自治法第235条の4第2項）。

所持物の返還

子どもに対する返還

- 保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にその子どもに返還します。
- 子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当です。返還の際には受領書を徴します。

返還請求権者に対する返還

- 保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな物については、これをその権利者に返還しなければなりません（児福法第33条の2の2第3項）。
- 返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のある資料等に基づいて慎重に行います。
- 正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還します。返還の際は返還請求人から受領書を徴します。

返還請求権者不明等の場合

- 請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければなりません（児福法33条の2の2第4項）。
- 公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属します（児福法33条の2の2第5項）。

- 一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応します。
 - 子どもの所有物は、子どもの身柄と共に移管する。
 - 公告した物は移管しない。
 - 子どもの所有に属しない物でいまだ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

子どもの遺留物の処分

子どもの遺留物

- 一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人（以下「遺留物受領人」という。）に交付しなければなりません（法第33条の3）。

処分の方法

- 遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、全てこれを遺留物受領人に交付します。
- 遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出が無ければ、遺留物は都道府県等に帰属します。
- 腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能です。交付した際には受領書を徴します。